

旭川市宿泊税条例（案） 骨子

概要版

詳細は「旭川市宿泊税条例（案） 骨子」
をご覧ください。

旭川市の宿泊税は「世界中から訪れたくなる観光地」の実現に向けて活用します。

① 来訪者が安心して快適に滞在できる環境づくり ② 誘客の促進・滞在日数の延伸につながる仕組みづくり ③ 持続可能な観光地づくり

1 旭川市宿泊税の制度概要 宿泊税とは市内の宿泊施設に宿泊料金を払って宿泊する際に、その宿泊者に課する法定外目的税です。

項目	内容	項目	内容																				
宿泊税の目的	地方税法第 5 条第 7 項及び旭川市観光振興条例第 1 2 条の規定に基づき、宿泊税を課する。	減免	天災その他特別な事情がある場合																				
用語の定義	旅館業：旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル・簡易宿所営業 住宅宿泊事業：住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業 宿泊施設：旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業法に係る住宅 宿泊：寝具を利用して宿泊施設を利用すること	徴収の方法	特別徴収（特別徴収義務者が納税義務者から税を徴収し、旭川市へ納入する。）																				
納税義務者	課税対象：旭川市内に所在する宿泊施設への宿泊行為 納税義務者：宿泊施設への宿泊者	特別徴収義務者	宿泊施設を営む旅館業又は住宅宿泊事業の経営者																				
課税免除	・修学旅行等の学校行事による宿泊 ・満 3 歳以上の幼児が参加する教育、保育施設の行事による宿泊	申告納入	当月徴収した宿泊税は翌月末までに旭川市へ申告と納入をする。一定の要件を満たす特別徴収義務者は 3 か月分をまとめて年 4 回の申告納入とできる。																				
税率	1 人 1 泊につき 2 0 0 円 ただし、北海道が宿泊税を課する場合は別途北海道分の宿泊税が課される。 <table><tr><th>宿泊料金区分 (税抜き)</th><th colspan="3">税率</th></tr><tr><td></td><th>北海道</th><th>旭川市</th><th>合計</th></tr><tr><td>2 万円未満</td><td>1 0 0 円</td><td>2 0 0 円</td><td>3 0 0 円</td></tr><tr><td>2 万円以上 5 万円未満</td><td>2 0 0 円</td><td>2 0 0 円</td><td>4 0 0 円</td></tr><tr><td>5 万円以上</td><td>5 0 0 円</td><td>2 0 0 円</td><td>7 0 0 円</td></tr></table>	宿泊料金区分 (税抜き)	税率				北海道	旭川市	合計	2 万円未満	1 0 0 円	2 0 0 円	3 0 0 円	2 万円以上 5 万円未満	2 0 0 円	2 0 0 円	4 0 0 円	5 万円以上	5 0 0 円	2 0 0 円	7 0 0 円	過料・罰則	・納税管理人に係る不申告に関する過料 ・帳簿の記載及び書類の作成義務違反等に関する罪
宿泊料金区分 (税抜き)	税率																						
	北海道	旭川市	合計																				
2 万円未満	1 0 0 円	2 0 0 円	3 0 0 円																				
2 万円以上 5 万円未満	2 0 0 円	2 0 0 円	4 0 0 円																				
5 万円以上	5 0 0 円	2 0 0 円	7 0 0 円																				
		その他	制度については 5 年ごとに見直す。																				

2 宿泊税の徴収から申告納入までのイメージ



3 スケジュール

令和 7 年 2 月予定
旭川市宿泊税条例（案） 上程

